

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保について
 - (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、大規模災害時における代替性や広域的な医療サービスの提供等を考慮した円滑な交通体系を確立するため、その整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
 - (2) 新直轄方式の高速道路については、利便性の向上など地域の実情等を十分に勘案した上で整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。
また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
 - (3) スマートインターチェンジ等の整備促進等を図ること。
 - (4) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。
3. 道路・橋梁等の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持管理・更新等に対する防災・安全交付金等の補助制度及び地方債措置の拡充など財政措置を充実すること。
4. 狹あい道路整備等促進事業を継続するなど道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金の予算額を確保すること。
また、計画的な道路整備事業を推進するため、廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。
5. 津波等の災害時における住民の安全・安心を確保するため、高速道路等の防災機能を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。

6. 国道の道路景観の向上や通行の安全確保を図るため、維持管理基準を見直すとともに、必要な予算を確保すること。

7. 東日本大震災関係

- (1) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成 26 年度以降も継続すること。
- (2) 被災地域の再生に必要な復興道路・復興支援道路等の道路網の整備促進を図ること。
- (3) 地域の安全性を確保し、更なる復興を図るため、道路・橋梁等の維持管理等に係る費用について財政措置を充実すること。
- (4) 計画的な道路整備事業を推進するため、廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。